

(第7号様式関係)

錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務に係る質問への回答

No	質問項目	質問内容	回答
1	特記仕様書 P7 第22条（成果品）	成果品一覧の「3 道路情報管理システム関係」には、「道路情報管理システム用パソコン」及び「周辺機器」が成果品として記載されている。一方、第21条（道路情報管理システム）（3）には、「錦町役場地域整備課内の備付けPCを活用する」と記載されている。 本業務では既設PCを使用するとの認識であるため、「道路情報管理システム用パソコン」及び「周辺機器」は納入対象外との認識で良いか。	錦町役場地域整備課内の備付けPCを活用するため、「道路情報管理システム用パソコン」及び「周辺機器」は納入対象外の認識で良いです。